平成29年1月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

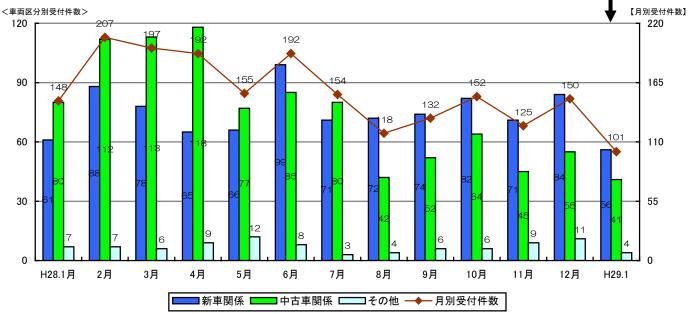
1月度の全体の相談受付件数は計101件で、前月度と比較すると49件減、対前年同月比では47件減 (新車関係5件減、中古車関係39件減)となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが多く、全体の約71%を占めています。

【相談者の内訳・平成29年1月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	56	41	4	101
広告代理店等	31	14	2	47
メーカー系ディーラー	18	7	0	25
自動車関係団体	3	5	0	8
中古車専業店	1	5	0	6
中古車情報誌社	0	6	1	7
メーカー	3	2	1	6
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	0	1	0	1

【相談受付件数の推移・平成28年1月~平成29年1月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、展示車への割賦販売に関する表示や特別低金 利に関する表示など、「割賦・リース」について問い合わせが多く寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	41	73.2%	その他	3	5.4%
景品関係	12	21.4%	合 計	56	100%

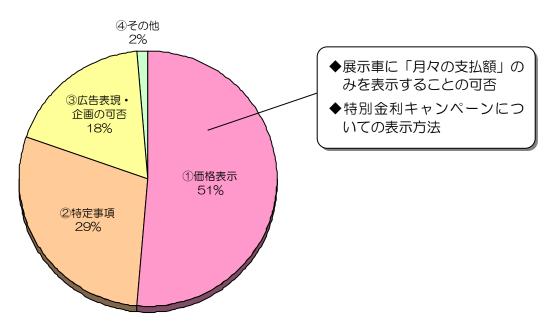
[表示関係の相談内訳]

	相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①ſi	西格表示	15	36.6%	⑤税金・諸費用	3	7.3%
	表示方法	5	12.2%	税金	2	4.9%
	値引き表示	3	7.3%	諸費用	1	2.4%
	割賦・リース	7	17.1%	⑥各種制度	1	2.4%
24	寺定用語	1	2.4%	免•減税関係	1	2.4%
	最上級	1	2.4%	⑦抽象的な問い合わせ	8	19.5%
3‡	寺定事項	10	24.4%	広告表現の可否	5	12.2%
	燃費	3	7.3%	企画の可否	1	2.4%
	安全•環境	5	12.2%	抽象的な問い合わせ	2	4.9%
	特別仕様・限定	2	4.9%	⑧その他(契約関係等)	2	4.9%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	6	50.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞(抽選等)	4	33.3%	その他(期間延長等)	2	16.7%
			合 計	12	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、<u>こちら</u>をご覧下さい。

1月の事例 [新車関係]

〔展示車に「月々の支払額」のみを表示〕

- Q. スペックシートとは別に、残価設定ローン使用時の月々の支払額(「月々のお支払額▲▲,▲▲▲円」)を表示したPOPを展示車のフロントウィンドウに掲示し、詳細については、商談時に説明しようと考えていますが問題ありますか?
- A. 月々の支払額のみを表示した場合、あたかもその額のみで購入することができるかのように誤認されるおそれがあることから、問題となります。

ローン(残価設定ローン含む)の支払例を表示する場合は、月々の支払額のほか、頭金の額やボーナス月の 加算額、ローン終了時の条件等(以下、①~⑤)を表示する必要があります。

- ①割賦販売価格(割賦支払総額) ②頭金の額 ③支払回数及び支払期間 ④実質年率
- ⑤残価設定ローンの場合はローン終了時の条件(車両の返却、買い取り、ローン継続等の車両の取扱い、 車両状態や走行距離数等が規定の範囲外であった場合に別途費用が必要となる旨等)

<残価設定ローンの表示例>

◆◆◆プランなら 月々16.500円

《コートリ HYBRID X 車両本体価格 1,887,055 円★のお支払例》

《コートグロロバエレス 手間本体画・	1 11 1,007,000 1 0.	765 X 1 X 171 //	
・5 年 60 回払い ・実質年率	4.0%		
•頭 金	207, 055 円	・頭金+59回までのお支払合計(A)	1, 516, 819 円
・初回お支払額	17, 764 円	・最終回(60回目)のお支払額※	
・2回目以降お支払額(48回)	16, 500 円	①新車にお乗り換えの場合 ②ご返却の場合	0円
・ボーナス払い(1月・8月 10回	1) 50,000円	③そのまま乗り続ける場合(B)	603, 850 円
お支払	い合計 (A+B)	2, 120, 669 円	

- ※お乗り換えやご返却の場合、5年間の走行距離が10万kmを超えた場合や違法改造が行われていた場合、内外装に 大きなキズがある場合等別途定める条件に該当する場合は、別途費用をご負担いただきます。
- ★車両本体価格には、保険料、税金(消費税を除く)、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

〔特別金利と表示した場合の金利表示〕

- Q. 期間を限定した特別金利キャンペーンを告知する際、個別車種の支払例は表示せず、「特別金利キャンペーン実施中!」とだけ表示することは可能でしょうか?
- A. 特別金利キャンペーンを告知する場合、少なくとも、「キャンペーン期間中の実質年率」を表示するとともに、消費者に対する積極的な情報提供の観点から、「通常の実質年率」についてもできる限り表示して下さい。また、対象となる車種や適用条件(「期間内に成約」等)がある場合は、併せて、対象車種名や適用条件も表示するようにして下さい。

<表示例>

3/1~3/15の期間中、コートリXをご成約の方

特別金利2.9% (実質年率) ローンをご利用いただけます! (通常実質年率5.8%)

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』、『必要表示事項』に関する問い合わせが多く、価格表示については、 定期点検整備費用の扱いについて、必要表示事項については、TVCMにおいても必要表示事項を表示すべき かについての問い合わせが寄せられました。

【相談受付状况】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	36	87.8%	その他	4	9.8%
景品関係	1	2.4%	合 計	41	100%

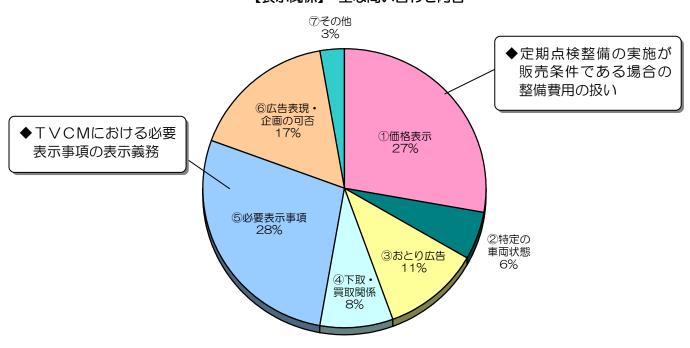
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	10	27.8%	定期点検整備実施状況	3	8.3%
表示方法	3	8.3%	修復歴の有無	1	2.8%
値引き表示	1	2.8%	リサイクル料金	1	2.8%
支払い総額	2	5.6%	必要表示事項全般	4	11.1%
割賦・リース	4	11.1%	⑥広告表現・企画の可否	6	16.7%
②特定の車両状態	2	5.6%	広告表現の可否	5	13.9%
③おとり広告	4	11.1%	企画の可否	0	0.0%
④下取•買取関係	3	8.3%	抽象的な問い合わせ	1	2.8%
⑤必要表示事項	10	27.8%	⑦その他	1	2.8%
車検証の有効期限	1	2.8%	合 計	36	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	0	0.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞(抽選等)	1	100.0%	その他	0	0.0%
			合 計	1	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、<u>こちら</u>をご覧下さい。

1月の事例[中古車関係]

〔定期点検整備の実施が販売条件である場合の整備費用の扱い〕

- Q. 当社は、定期点検整備を実施することを販売する際の条件としていますが、その費用を車両価格には含めず、 別途表示し、請求しています。先日、定期点検整備の実施を販売条件とするのであれば、その費用を車両価格 に含めて表示するようにと言われましたが、その理由を教えて下さい。
- A. 規約では、車両価格(現金価格)は、「店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格」であると定められています。この車両価格には、保険料、消費税を除く税金、登録等に伴う費用を除く、車両の引き渡しに必要な全ての費用が含まれている必要があります。

定期点検整備費用については、納車時までに定期点検整備を実施する場合、その費用を車両価格(現金価格)に含めて表示することも、含めないで別途表示することもできますが、定期点検整備の実施が『販売条件(=車両を引き渡す条件)』である場合、<u>その費用は車両の引き渡しに必要な費用</u>であるため、上記の車両価格の考え方により、現金価格に含めて表示する必要があります。

今回のケースでは、定期点検整備費用を含まない車両価格を表示していますが、実際には、車両価格のほかに同整備費用が必要であり、表示した車両価格だけでは販売することができないため、同整備費用を車両価格に含めて表示する必要があります。(保証やオプション品等の購入を販売条件とする場合も同様です。)

- ●定期点検整備の実施が販売条件である場合
 - ⇒ 定期点検整備費用を車両価格(現金価格)に**含めて表示**
- ●定期点検整備の実施は購入者の選択に任せる場合
 - ⇒ 定期点検整備費用を車両価格に<u>含めないで表示することも可能</u>(含めて表示することも可) ※含めないで表示する場合は、「整備費用が価格に含まれていない旨」及び「整備費用の額」を表示

〔TVCMにおいても必要表示事項の表示は必要か〕

- Q. 今度、中古車のTVCMにおいて、展示車の紹介として、中古車1台毎の写真と販売価格を放映しようと考えています。TVCMにおいても、年式や走行距離などの必要表示事項の表示は必要でしょうか?
- A. 公正競争規約では、「広告において販売価格を表示する場合は、必要表示事項を表示すること」と定められており、これは、新聞、雑誌、チラシ広告だけでなく、インターネットやダイレクトメール、TVCMなど、あらゆる広告媒体に適用されます。

したがって、今回のケースは、個別車両の写真と併せて販売価格を表示するとのことですので、必要表示事項を表示する必要がありますので、可能な限り、価格や写真の直近に明瞭に表示して下さい。

なお、TVCMにおいては、例えば「特選50万円U-Car」などのキャッチとともに個別車両の写真を放映するケースもありますが、このような場合も個別車両の販売価格を表示していることとなるため、必要表示事項を表示する必要があります。

中古車規約第11条(必要な表示事項)

販売業者は、一般消費者に直接販売する目的で展示する中古自動車には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。

2 販売業者は、インターネット及び新聞、雑誌等の広告に中古自動車の販売価格を表示する場合は、 前項各号の事項及び塗色を表示するほか、施行規則で定めるところにより車台番号を表示しなけれ ばならない。